

前山小重大事態対応流れ図（別添2）

いじめの疑いに関する情報

- いじめ対応チームで、いじめの疑いに関する情報を収集・記録し、共有する。
- いじめの事実の確認を行い、結果を丹波市教育委員会（以下、市教委とする）へ報告する。

重大事態の定義（発生）

市教委に重大事態の発生を報告

- いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより在籍する児童が相当の期間（年間 30 日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

市教委が、重大事態の判断及び調査の主体を判断

- ・重大事態が発生した場合、**市教委**を通じて市長へ事態発生について報告する。

1. 学校を調査主体とした場合

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

学校だけで解決が困難な事例

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・上竹田駐在所（85-0149）
- ・川西こども家庭センター（73-3866）
- ・丹波教育事務所（079-552-6059）
- ・丹波市子育て支援課（88-5751）
- ・スクールサポーター（警察本部少年担当課）

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・いじめを受けた児童や保護者に、調査で明らかになった事実関係を報告する。
- ・予断のない情報発信やプライバシーへの配慮をする。
- ・児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。

●調査結果を市教委に報告（市教委から市長に報告）

- ・調査結果を、市教委を通じ市長に報告する。

●調査結果をふまえた措置

2. 市教委が調査主体となる場合

- 市教委が、丹波市いじめ問題専門委員会を組織し調査にあたる。